

富士市海外産業財産権取得事業補助金制度

中小企業の技術、新製品等の開発を促進するとともに、その保護を図るため、国外における産業財産権（特許権・実用新案権・意匠権・商標権）を取得しようとする市内の中小企業者等を対象に、経費の一部を補助します。

対 象 者	①市内に本社又は主たる事業所を有する中小企業 ②事業協同組合などの中小企業団体 ③商店街振興組合 など ※市税を滞納していないこと。他の同種の補助等を受けていないこと。
対 象 の 内 容	国外における特許権・実用新案権・意匠権・商標権の出願経費
補 助 対 象 経 費	出願料、弁理士手数料、先行技術調査費用、図面作成料、出願審査の請求料、登録料（実用新案権のみ） ※消費税及び地方消費税、弁理士への支払いから源泉徴収した額は補助対象経費には含まれません。
補 助 率 及 び 補 助 限 度 額	補助対象経費の 2 分の 1 以内で、30 万円を上限とする。（1,000 円未満の端数は切捨て）
補 助 回 数	1 社当たり同一年度内に産業財産権ごと一回。ただし、同一年度内の合計補助額は 30 万円を超えないものとする。
申 請 時 期	出願した日から 90 日以内

1 申請方法

下記の書類を揃えて、出願後 90 日以内に、富士市役所産業政策課（市役所 5 階）まで提出してください。

必要な書類	チェック欄
補助金交付申請書（第 1 号様式） ※ダウンロード可	
願書・出願審査請求願の写し	
願書に添付した要約書の写し	
経費内訳書 ※ダウンロード可	
請求書の写し	
支払いを証明する書類（領収書・振込依頼書等）	
事業所概要書 ※ダウンロード可	
事業所のパンフレット	
市税完納証明書 ※市役所 3 階収納課で発行しています。1 通当たり 300 円必要です。なお、法人の場合、代表者が窓口に来られる場合でも委任状が必要です。	
口座振替申請書（市役所に振込口座が登録されていない場合） ※ダウンロード可	

2 効果報告書の提出

産業財産権の取得の可否が決定した場合には、速やかに次の書類を提出してください。

- ①富士市海外産業財産権取得事業補助金効果報告書《市ウェブサイトからダウンロード可》
- ②登録証の写し（取得した場合）

3 お問い合わせ先

富士市 産業経済部 産業政策課 工業振興担当

〒417-8601 富士市永田町 1 丁目 100 番地

電話：0545-55-2779 / ファクス：0545-51-1997

E-mail：sa-sangyou@div.city.fuji.shizuoka.jp

ウェブサイト：<http://fujishi.jp>